

日本社会党中央機関紙 THE SHAKAI SHIMPO

社会新報

6・21

国際緊急
岐路に立つ
医療援助

難民支援、PKO法で政府派遣に制約。小回りきくNGOをバツクアツプせよ。

「日本の援助は顔が見えない」、「カネは出しても人を出さない」と批判されてきたわが国が、今、一つの岐路に立たされている。最近強まりつつある

NGO支援の動きのなかで、「官」と「民」による役割の違いがますます顕在化しているのだ。海外への緊急医療援助にしほって、現状を探った。

現地で連携するNGO

在外公館に「NGO担当官」を

そうした政府ベースの立ち遅れに対し、民間NGO団体の動きは活発だ。

旧ユーゴ難民支援も

わが国で医療関係のNGOとして知られるアジア医師連絡協議会(本部・岡山市)は、九三年にソマリアに難民支援を行なったのをはじめ、今年になってからは旧ユーゴへの派遣を決断した。

いずれも「アフリカ教育基金の会」や「国境なき奉仕団」など、教育や福祉など他の分野で実績を持つNGOと合同で支援を行っている。

個々のNGOで独立して行動するのではなく、それぞれのNGOの得意分野を持ち寄って協力しながら活

動する同方式は、「欧米のNGOに比べて経験の浅い」とされるわが国では理想の形(JNHC)とも言われ、国際緊急援助隊の民間版として注目されている。

アジア医師連絡協議会代表の菅波茂さん(同)は、政府レベルの援助と民間レベルの援助にそれぞれ長所短所があることを認めた上で、「今後のNGO活動には資金力が不可欠」と言い切る。そのための財源に、国家のODA予算を補填することを提案している。

「日本がこれから目指すべき道は、人道援助大国として世界で認められること。そのためには人を送るための具体的なシステムを持っているかが問題にな

る。その点、日本はシステムが確立されていない。任せられる部分は、経済的な裏付けとともにNGOに委託するという考え方があっていい」

現地では官民別せぬ

事実、わが国におけるNGOへの助成制度は、外務省をはじめとして、予算額は年々増加している。それだけ日本のNGO団体に力がついてきたということもいえるが、「官」の援助だけでは援助の効果に限界があることを政府サイドも分かっているのだ。

外務省民間援助支援室長の五月女光弘さんは「現地で活動すれば、民間人であろうと政府の人間であろうと、同じ日本人として見ら

れるのは同じ。要は人の顔の見える援助として、日本のイメージアップにつながるべし」と説明する。

今後も「人の顔」が見える援助へ、資金援助の推進が望まれるのと同時に、逆にそれを受けるNGOの側も、力量が問われることになる。

菅波さんは「NGOへの資金援助の拡大とともに、在外公館でNGO団体を担当するための「NGO担当官」のような制度を考えてはどうか。(在外公館は)人員不足で日常業務に追われているのが現状だけに、こうした制度が確立されれば、NGOの力もぐっと力を増すはず」と訴える。

●わが国の緊急医療援助体制 (海外向け)

	政府派遣(国際緊急援助隊)	自衛隊	NGO (アジア医師連絡協議会(AMDA) アフリカ教育基金の会など)
法律	国際緊急援助隊の派遣に関する法律		—
ケース	災害(地震、洪水など)	PKO協力法	—
派遣の仕組み	相手国または国際機関からの要請が必要	紛争に起因する難民	災害、難民
メリット	●要請ベースなので現地に入ってから仕事がスムーズ ●相手国政府が要員の安全確保に協力的 ●豊富な資金力	●大規模な活動展開が可能 ●自己完結的な組織形態 ●輸送手段に力を発揮	●スピーディーな対処が可能
デメリット	●要請がないと動けない		●活動単位が小規模 ●資金に限られる
主な過去の実績	1988 スーダン洪水 1990 リベリア被災難民 " イラン地震 " フィリピン地震 1991 イランのクルド難民(1-5次) 1993 ネパール洪水	なし(待機中)	◇アジア医師連絡協議会(AMDA)の場合。 1991 イランのクルド難民 " フィリピン・ピナツボ火山噴火被災民 1992 カンボジア難民 1993 ソマリア難民 1994 モザンビーク掃蕩難民 " 旧ユーゴスラビア
目的	国益・人道		人道